

マイナンバー（社会保障・税番号制度）が 本年度から利用されるようになります～その2～

☎ 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

広報ふじみ5月号に引続き、マイナンバー制度におけるセキュリティやマイナンバー通知カードや個人番号カードについてお話しします。

1 マイナンバーは自由に使っているの？ 個人情報の管理は安全なの？

マイナンバーは、法律により社会保障、税、災害対策の手続きのために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。法律に定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、マイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーや個人の秘密が記録された個人情報ファイルを他人に不正に提供したりすると、処罰の対象となります。



【制度面及びシステム面で保護措置を講じています】

制度面の保護措置としては、法律の規定があるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているか監視・監督を行います。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関間で情報のやり取りをするときも、マイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限したり、通信する場合は暗号化を行います。

【自分の個人情報がどのようにやりとりされているか確認できるようになります】

マイナンバーを使って自分の個人情報がどのようにやりとりされているか、ご自身で記録を確認できる手段（情報提供等記録開示システム）が平成29年1月から稼働します。

このシステムは次の機能が予定されています。

- ① マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる
- ② 行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる
- ③ 行政機関などから一人一人に合った行政サービスなどのお知らせ
- ④ 行政機関などへの手続きを電子的に一度で済ませることができる



2 通知カードと個人番号カードってなに？

○通知カード

通知カードとしては、紙製のカードを予定しています。券面に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と言われるものとマイナンバーが掲載されたものになります。通知カードは平成27年10月から全ての方に送られますが、顔写真が載っていないため、本人確認の時には、別途顔写真が入った証明書が必要です。

○個人番号カード

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが掲載され、本人の顔写真が表示されたものです。平成28年1月以降に本人の申請により交付されます。（個人番号カードの交付が行われることから、住民基本台帳カードの新たな交付は行われなくなります。）

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使えるほか、今後様々なサービスへの利用が検討されています。



3 各種問い合わせ先

- ◆マイナンバーホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆マイナンバー公式ツイッター https://twitter.com/MyNumber_PR
- ◆マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178（平日9時30分～17時30分）